江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当：中島慶二

はじめに

「生物多様性」という用語は、わが国では生物多様性条約の締結によって登場し、いわば行政用語として扱われてきた。この言葉の浸透度を二〇一九年に内閣府・環境省が調査しているが、「意味は知らないが言葉は聞いたことがあった」、が三割強、「言葉の意味を知っていた」、が約二割と、未だ十分に理解されているとは言えないという評価となっている（「意味を知っていた」二割の人々が、その意味をどう理解しているかはこの調査では不明である）。

認知度が低い原因は、この用語が造語であって、もともと自然発生的に社会の中で生まれたものでないことや、抽象的であることなどが考えられる。またこれらに加え、以下に示すように、そもそも条約や法律などでこの用語を公的に定義してきた側の概念規定が混乱しているからではないかと考えることもできる。

今回は、世界遺産条約のクライテリアの一つである「生物多様性」と生物多様性条約上の定義について比較検討し、この用語をめぐる概念の混乱について考察する。

「奄美・沖縄」とクライテリア

「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」が世界遺産一覧表に記載されるにあたり、該当するとされたクライテリアは(x)生物多様性である。最初の推薦時の日本政府の推薦書には(ix)生態系のクライテリアも該当すると主張していたのだが、事前審査を行った国際自然保護連合（IUCN）の報告書では非該当とされ、生物多様性のクライテリアのみが残ったのである。

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。（「世界遺産条約履行のための作業指針」77(x)）

図1

では、生物多様性のクライテリアとはどのようなものか。図1に示したとおり、「絶滅のおそれのある種の生息地」が例示として使われ、「生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する」とある。さらに、その種の生息地には「顕著な普遍的価値を有する」という限定がなされている。簡単に言えば、他のものとは違っていて価値が高いものということである。

図2には作業指針の中の「顕著な普遍的価値」の定義を示した。「傑出した自然的価値」「現代及び将来世代に共通した重要性」「最高水準の重要性」など、極めて高い価値を有することが強調されている。世界遺産は、世界で唯一であるとか、類似のもののうち最高、などという、価値の高いものを人類共通の宝として守ろうとする取り組みであるからこれらの表現は当たり前である。唯一矛盾していると考えられるのが、「絶滅のおそれのある種」という表現である。言うまでもなくIUCNレッドリストのカテゴリー評価では、例えば生物種の個体数が極度に減少すれば絶滅のおそれがあると判定され、逆に増加すれば絶滅のおそれはないと判定される。ということは「絶滅のおそれ」は、評価が変動するものであり、生物種ごとの固有の評価にはなりえない概念である。

顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を記載するための基準の定義を行う。（「世界遺産条約履行のための作業指針」49）

図2

もちろん、絶滅のおそれの評価は多義的で、個体数や生息地面積の変動だけが評価基準ではない。混乱を招いている原因は、「絶滅

のおそれ」を世界自然遺産のクライテリアとして無限定に使用していることである。

字義どおりであれば、ニホンウナギの世界唯一の産卵場であるマリアナ諸島付近の海域には顕著な普遍的価値があるという論理が成り立つ。二〇一四年にIUCNによって絶滅危惧種（EN）の評価を受けているので、理屈として間違っていないように思えるが、仮に今後ニホンウナギの保全対策が進み、絶滅のおそれがなくなったとしたらどうだろう。顕著な普遍的価値が失われたとして登録が抹消されるのだろうか。

実際は固有性で判断？

「奄美・沖縄」世界遺産の件では、推薦書にクライテリアへの合致を意識してか、「絶滅のおそれがある生物種が哺乳類では何種、鳥類では何種」、といった表記、一覧表がある。その一方、推薦地域の価値の高さを説明する際には、地史を背景とした遺存固有、新固有といった、生物種の固有性に焦点を当てた表現が多く、絶滅のおそれに焦点を当てているわけではない。

クライテリアの表現ぶりとは異なり、実際には「奄美・沖縄」の「顕著な普遍的価値」は絶滅のおそれではなく固有性で判定されたと考えられる。この例からは、世界遺産条約の保護対象は、自然環境や生態系、生物種の中でも特殊なもの、希少なものとして、いわば他に例のない「学術的な価値」をもつものと理解するのが妥当であろう。作業指針で「絶滅のおそれのある」という概念をもち出したのは不用意に思える。

生物多様性の概念

「生物多様性」というクライテリアの項目名についてはどうだろうか。図3には生物多様性条約上の定義を示した。

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。（生物多様性条約第2条）

図3

生物多様性条約には、世界遺産条約に見られるような「唯一の価値」「価値が高い特殊なもの」を貴ぶ気風はない。重要なものとそうでないものを区別する考え方が薄いのである。重要なのは地球の歴史とともに歩んで繁栄してきた生物の多様性そのもの、変異性そのものだという考え方だからだろう。生物多様性は、生物社会全体がもっている多様性・変異性に価値があるのであって、切り離した部分を個別に評価することには大きな意味を見出していないように見える。

生物多様性条約にいう生物多様性の価値は全体にあって切り離すことにあまり意味がない。一方、世界遺産条約の価値判断は、切り離した部分である自然資産に対して行われる。このことは、世界遺産のクライテリアの項目名として生物多様性という用語を使ったのは適切ではなかったことを意味するのではないだろうか。少なくとも、生物多様性という用語の概念を誤解させる作用があったのではないかと思われる。

下の写真のように美しい白黒の羽をもつヤマセミや、その美しさに触発されて彫られた島草履アートは切り離された構成要素として文化的価値をもつが、生物多様性の価値はこれらを生み出す源泉としての抽象的な価値である。生物多様性の概念を理解するときには、無用の混乱を招かないよう、源泉としての抽象的な価値と、個別の構成要素の価値を分けて示すことが重要であろう。

島草履アート（小林靖英氏作）

中島　慶二●なかじま　けいじ
一九八四年環境庁入庁、日光、尾瀬、阿蘇、大雪山などの現地管理業務、長崎県庁、那覇事務所長、復興庁、野生生物課長などを歴任。退官後、二〇一七年より江戸川大学国立公園研究所長。